

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく学校監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づきその結果を次のとおり公表します。

令和 3 年 2 月 26 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 堺 剛

記

第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、太宰府市監査基準（令和 2 年 4 月 1 日監委告示第 1 号）に準拠して監査を行った。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査

第 3 監査の対象

（1）対象校

小学校 水城西小学校、太宰府西小学校

中学校 太宰府中学校

（2）対象課

教育部学校教育課

（3）範囲

令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 10 月 31 日までにおける契約事務、財産管理事務及び太宰府市立学校管理運営規則第 32 条に規定する「学級費その他教育に密接に関連する費用（以下「学校徴収金」という。）」に関する事務の執行状況

第 4 監査の着眼点

- （1）備品購入に係る事務手続き及び備品管理は適正に行われているか。
- （2）切手及びタクシー券は適正に管理されているか。
- （3）薬品は適正に管理されているか。
- （4）学校徴収金は主に誰が取り扱い、適正に管理されているか。
- （5）学校徴収金の出納、決算等の事務処理は適正に行われているか。
- （6）学校徴収金の会計報告が保護者に行われているか。

(7) 新型コロナウイルス感染症により、学校行事等へどのような影響が生じているか。

第5 監査の主な実施内容

各学校及び学校教育課から提出された監査調書及び関係諸帳簿等をもとに書面監査を実施し、各学校において備品等の確認及び学校徴収金に係る預金通帳等の確認を行うとともに、各学校職員及び学校教育課職員から事情聴取を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

監査委員事務局及び各学校

2 審査の日程

令和2年12月11日から令和3年2月12日まで

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、契約、財産管理の執行状況及び学校徴収金の管理状況については、おおむね適正と認められたが、次のとおり一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じられたい。

また、監査の過程において行った、その他の指導・助言についても併せて改善を図られたい。

1 学校徴収金の未納金に関する取扱いについて（学校教育課）

学校徴収金の未納金については、各学校において未納家庭への督促等や就学援助費からの充当を行うことで、多くの場合卒業までには徴収できている状況であった。

しかし、未納金が残ったまま卒業するケースが発生した場合等、回収不能となった後の取扱いが定められていない状況が見受けられた。

未納金が回収不能となった場合の不納欠損の手続きも必要なものと思われるため、未納金の取扱いについて実態を踏まえた規程を早急に整備されたい。

2 薬品の管理について（水城西小学校、太宰府西小学校、太宰府中学校）

理科薬品台帳及び理科室用薬品管理簿（以下、「薬品管理簿」という。）を確認したところ、薬品の使用量と薬品管理簿への記載が異なっていたため残量に誤りがあるもの、小学校2校の薬品管理簿については、担当者の署名又は押印がないもの、中学校の薬品管理簿については、教頭印及び校長印がないものが見受けられた。

盗難及び紛失の防止を図るため、薬品管理簿による使用量の把握、薬品管理簿と残量との定期的な照合や確認を徹底し、適切な薬品管理に努められたい。特に、毒物及び劇物の管理にあたっては、児童生徒等に危険が及ぶ可能性があることを十分に考慮し、管理に努められたい。

3 金銭出納簿の管理について（太宰府中学校）

学校給食費金銭出納簿において、一部、通帳の入出金の日付と金銭出納簿の日付が合致していないものが見受けられた。

学校給食費は預金口座により管理され、その金銭出納簿は預金口座上での入出金の動きを日付順に記入し、その残高を管理する帳簿であることから、適時に通帳と金銭出納簿の突合を行い適切な事務処理に努められたい。

第8 意見

今年度から、学校徴収金に係る監査は共同学校事務室で監査を実施するように改められたものの、新型コロナウイルス感染症の影響で各学校へ行きにくい状況であり、実施できるか不透明であるとの説明を各学校で受けたが、監査は必ず行わなければならないため、実施に向け工夫をされたい。